

御杖村省エネ家電製品購入支援補助金交付要綱の一部を改正する
告示

御杖村省エネ家電製品購入支援補助金交付要綱(令和7年御杖村告示第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「電気冷蔵庫(冷凍庫含む。以下同じ。)」の次に「、テレビジョン受信機(以下「テレビ」という。)、電子レンジ、高効率給湯器」を加える。

第4条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

(3) テレビ 次のア及びイに掲げる要件

ア 既存のテレビを買い替えるものであること。

イ 購入時点において、省エネ基準達成率(目標年度:2026年度)が100パーセント以上のものであること。

(4) 電子レンジ 次のア及びイに掲げる要件

ア 既存の電子レンジを買い替えるものであること。

イ 購入時点において、省エネ基準達成率(目標年度:2008年度)が100パーセント以上のものであること。

(5) 高効率給湯器 次のア及びイに掲げる要件

ア 既存の給湯器を電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)又は潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)に買い替えるものであること。

イ 購入時点において、省エネ基準達成率(目標年度:2025年度)が100パーセント以上のものであること。

第5条第2項中「冷蔵庫」を「電気冷蔵庫」に改め、「エアコン」の次に「、テレビ、電子レンジ及び高効率給湯器」を加える。

第7条第1項第3号中「エアコン及び電気冷蔵庫」を「エアコン、電気冷蔵庫及びテレビ」に改め、同項第4号中「LED照明器具」を「電子レンジ、高効率給湯器及びLED照明器具」に改める。

様式第1号の様式を次のように改める。

御杖村省エネ家電製品購入支援補助金交付申請書兼交付請求書
[別紙参照]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。